

令和元年9月18日(水)

開会 (午前9:55)

○森本将司委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、補正予算4件、条例の一部を改正する条例1件の計5件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。すっかり朝晩は涼しくなり、正に収穫の秋が来た感じがする。胎内市全体を見ると稲刈りの進捗状況が約8割程度。その内収量的には3年ぶりにまあまあというところだが、品質はこしいぶきが市全体で一等米比率が58パーセント位とのこと。この数字は非常に悪いという状況とのこと。収量はあるが品質が今一よくないとのこと。コシヒカリはまだ途中ではあるが現段階では市全体ではそこそこの一等米比率になるのではないかという見方がされている。ぜひ農業者の収入の確保がなされるよう願うところである。本日は補正予算が4件、条例の一部改正が1件ということでよろしく審議願いたい。

議第71号 令和元年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,460万円を追加し、総額をそれぞれ31億5,558万6千円とするもの。歳出から説明する。主なものは、第1款総務費においては、人事異動等に伴い、給与費及び共済費を減額した。第7款諸支出金においては保険給付費等交付金返還金を増額した。これは市が支払う保険給付費は、その全額が県からの交付金で賄われることになっていることから平成30年度の精算分として県に返還するもの。その他一般会計から職員の給与費等に係る前年度の繰入金に対する精算分を計上した。一方、歳入は、第5款繰入金を減額し、繰越金を増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 72 号 令和元年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

須貝市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50 万 9 千円を追加し、総額をそれぞれ 3 億 200 万 9 千円とするもの。歳出から説明する。主なものは、第 3 款諸支出金において、一般会計から繰り入れている保険料の徴収に係る事務費等について、その前年度精算分として繰出金を計上した。一方、歳入では、繰越金及び諸収入を増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 73 号 令和元年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 2,119 万 9 千円を追加し、歳入歳出の総額を 37 億 76 万 5 千円とするもの。歳出から説明する。第 1 款総務費第 1 項総務管理費では、介護保険事業に従事する職員の人事異動等に伴い、給与費及び共済費を 195 万 7 千円増額するもの。次に、第 5 款基金積立金では、今後の給付費の増額に備え、介護給付費準備基金への積立金を 1 億 5,644 万円増額するもの。次に、第 7 款諸支出金では、前年度分の給付実績に

伴い1項2目償還金で、国及び県負担金の精算による返還金を4,820万円増額し、2項繰出金で一般会計への繰出金を1,460万2千円計上した。次に歳入について説明する。第7款繰入金1項一般会計繰入金では1目介護給付費繰入金で前年度の決算精算に伴い繰入金を増額し、3目その他一般会計繰入金では職員給与費等の歳出の増額に伴いその同額を繰り入れるための増額である。第8款繰越金では、前年度決算における繰越額の確定に伴い増額するもの。

質疑

○丸山孝博委員

介護給付費準備基金に1億5,600万円積み立てるが、総額でどれくらいになるか。

○須貝介護福祉課長

基金の状況だが、30年度末における介護給付費準備基金の年度末残高は2億579万6,118円である。この度積立てを行うが、現在、在宅系の給付費はほぼ横ばいの状態が続いているが、施設給付費の伸びが今後も増えることが予想される。先月の状況を見るとひと月で初めて1億を超えた。中々見えない部分もあるが、そうした給付費の増大に備えるための今回の補正である。

○丸山孝博委員

2億と1億5千万円不足ということか。

○須貝福祉介護課長

約3億5千万円である。

○丸山孝博委員

施設関係の伸びが多い状況にあるという話だったが、それもあるので基金の積み立てがなると不安材料だという説明だが、例年この時期なのか今年度に限ってなのか。

○須貝福祉介護課長

昨年度も施設給付費がこの時期に伸びて、後半に入り少し下がってきて、昨年度は1億500万ほど基金を取り崩したが、少し春先はよかったがここにきて増えてきた。中々予測が出来ない状況だが、この補正で今年度持ちこたえられる状況にしたいと考えている。

○渡辺栄六委員

国保事業にも出てきたが、人事異動に伴い給与費を増額ということだが、年度途中の人事異動というのはどういう事由なのか。

○須貝福祉介護課長

人事異動は年度途中ではなく4月1日付けの異動である。給与の補正が先回の議会では間に合わないということで統一して今回の議会で計上した。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第74号 令和元年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）

池田健康づくり課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ205万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,885万6千円とするもの。歳入から説明する。前年度の決算の確定により繰越金が205万6千円増額となった。歳出については、第1款衛生費1項保健衛生費1目医科診療費において、へき地診療所運営事業補助金返還金245万2千円を計上した。これは、へき地保険診療所対策事業の一環としてへき地診療所会計の運営費の一部を県が補助してくれるという制度があり、それに基づいて前年度に補助金をもらったが、運営の状況の結果もらい過ぎがあったので、それを精算するために返還金が発生した。繰越金と補助金の返還額の差額については39万6千円を予備費の減額により調整した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 88 号 胎内市印鑑条例の一部を改正する条例

須貝市民生活課長説明

女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令が改正され、婚姻等により姓に変更があった方が様々な活動の場で旧姓を使用しやすくするために、住民票に旧姓の記載を求めることができるようになることに伴い、所要の改正を行うもの。内容としては、住民票に記載される旧姓での印鑑登録を可能とし、また、印鑑登録証明書等の氏名欄に旧姓を併記することができるよう改正を行うもの。

質疑

○羽田野孝子副委員長

印鑑証明は旧姓を出すのか、現在の姓で出すのかは1つだけ選べるのか。

○須貝市民生活課長

住民票に併記できる旧姓は1つだけ。印鑑証明書に記載される名前は、戸籍上の名前と旧姓の名前が併記されたものが証明書1枚で出てくる。

○羽田野孝子副委員長

印鑑は同じか。

○須貝市民生活課長

同じ。

○丸山孝博委員

記載を求めることが出来るということなので、それはあくまでも希望する人だけだと思うが、例えば、それを求める理由が必要なのか、理由の中でこれはダメだというものがあるのか。今後このことを知って、旧姓を記載したいという人が来た場合の対応だが、周知する場合に旧姓を記載できる理由がないのかあるのか。

○須貝市民生活課長

理由は必要ない。どのような理由でも申請してもらえれば併記できる。申請する際に必要になるのが、旧氏が記載されてた戸籍謄本ということになる。周知は議決後市報等で市民に

伝えたい。

○八幡元弘委員

今までに求められたことがあるのか。始めに女性活躍の推進の観点からとなっているが、男性でもいいのか。

○須貝市民生活課長

このような件は求められたことは無い。また、今回の件は男性でも構わない。性別は問わない。

○丸山孝博委員

旧姓を記載することを求めたが、気が変って戻したいということは可能か。

○須貝市民生活課長

可能である。旧氏が記載できるものというのが、初めて申請をする場合はかつての旧氏、例えば結婚して離婚して再婚するような何回も氏が変わったような方はその中の1つだけ選ぶことになる。また、登録後削除も可能。削除した後にまた登録となると少し縛りがあり、削除をした後にまた結婚して氏が変わったという時は、直前に称していた旧氏に限り変更が可能である。

○渡辺俊委員

各市町村の判断で改正するのか。それとも県内の市町村全部が改正するのか。法令でそうしなさいとなっているのか。

○須貝市民生活課長

住民票に記載される旧姓併記は政令の定めの変更に寄るので、全国の市町村でこのようになる。ただし印鑑登録、印鑑証明については市町村の事務になるのでこれは各市町村の判断によって、併記することが出来るか否かは各市町村の自由。県内の状況は全部は集約していないが、大体すべての市町村が条例改正をすると思う。

○渡辺俊委員

条例改正をすれば、例えば住基台帳システムの改修費用はかかるのか。

○須貝市民生活課長

このシステム改修は、住民票の旧姓併記の際に使用することが出来るように、昨年度予算で改修済み。改修したことで印鑑登録については、対応が可能なので特段この条例改正により予算が必要になることはない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:24)

閉会中所管事務調査の取扱い

○森本将司委員長

当委員会の閉会中所管事務調査について、どのように取り扱いをしたらいいか意見を伺う。

(「なし」との声あり)

○森本将司委員長

それでは当委員会では閉会中所管事務調査を行わない。

○森本将司委員長

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会 (10:25)